

兵高教組

2023年3月23日

調査情報 30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

22 確定交渉の成果 産休・育休に入る方の 年度当初からの先読み加配が実現!!

5月1日から7月末までに産休・育休に入る方の代替は4月1日から配置

県教委は2023年4月1日から代替定員配当要領を改正し、産休・育休代替教師の安定的確保をめざすこととしました。これは、「教師不足」の改善を図る方策の一環として、年度の初期頃に産休・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を年度当初から任用するというものです。文科省は小・中学校と特別支援学校の小・中学部で実施するとしていましたが、兵庫県では、県独自にさらに高等学校と特別支援学校（保育相談部・幼稚部・高等部・専攻科）にも実施し、職種対象も広げる、という画期的な内容となりました。

産休に入るところからではなく、年度当初から任用することで、代替者を早期に確保することが目的です。代替者側から考えても、年度当初からの任用となり応募しやすくなる可能性が高まります。近年、全国的に教員未配置問題が認識されるようになり、組合もその解消をめざして県教委に対応策を要求してきましたが、一つの改善策が示された形です。ただ、4月1日～4月30日までに産休に入る場合はこの制度は適用されないため、教職員が安心して働き、子どもを産み・育てられるよう、高教組としてさらなる改善を追求していきます。

■制度の概要

「教師不足」の改善を図る方策の一環として、年度の初期頃から産休・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を、4月の年度当初から配置できるよう措置を講じる。

■加配措置の具体的内容

【対象校種と対象職種】

	国	兵庫県(県独自含む)
対象校種	①小中学校 ※義務教育学校、中等教育学校の前期課程含む ②特別支援学校 ※小学部・中学部のみ	①小中学校 ※義務教育学校、中等教育学校の前期課程含む ②特別支援学校 ※ <u>全学部・専攻科含む</u> ③高等学校 ※ <u>中等教育学校後期課程、専攻科含む</u>
対象職種	①教諭 ※臨時的任用職員も対象 ※会計年度任用職員は対象外	①教諭 ② <u>養護教諭</u> ③ <u>栄養教諭</u> ※臨時的任用職員も対象 ※会計年度任用職員は対象外

【加配要件】

5月1日から7月31日までに、教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく代替教師を配置するため、当該年度の当初から臨時的任用教員を任用し、産・育休取得予定教師が産・育休を取得するまでの間、配置する。

ただし、小・中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校（小・中学部）の教諭においては、以下の加配事由に沿った指導等を行うものとし、校務分掌等に位置づけるなど明確にしておくこと。

【小・中学校】

教諭・・・少人数学級、TT指導

【特別支援学校(小・中学部)】

教諭・・・教育相談【特別支援学校のセンター的機能強化】

※兵庫県独自の拡充部分に関しては、加配事由は無し

教諭・・・特別支援学校（小・中学部以外）

高等学校（中等教育学校の後期課程、専攻科含む）

養護教諭・栄養教諭

■22 確定交渉の組合の動きがあってこそ

現場の悩みや不満の声を、要求に束ね臨んだ22 確定交渉では「教員未配置問題」を大きく取り上げ交渉を行い、人材確保の観点から今回の産育休代替の先読み加配につながりました。高教組はこれからもみなさんの声を大切に、活動をすすめていきます。

あなたも交渉当事者になりましょう。

[HPからの仮加入はこちら](#) →



あなたの声を力に。働きやすい職場をともに